

高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 案件名称

高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

東大阪市に位置する高度専門教育訓練センターは、施設の劣化、周辺環境の市街地化に加え、市民ニーズの多様化・社会環境の変化への対応が必要となっている。このため、次世代の人材育成に適した消防教育環境を整備し、また、大規模災害時における対応力を強化するため、大阪市内への移転建替えを目指し、令和7年3月に「高度専門教育訓練センター施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

この募集要項は、基本計画を踏まえ、高い設計能力と技術提案力を有する委託先事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めたものである。

(2) 業務内容

本業務は、別紙「基本計画」及び別紙2「高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託特記仕様書」に基づき高度専門教育訓練センター新築工事の基本設計を実施するものである。ただし、契約時において委託先事業者の提案により内容を一部変更することがあるほか、基本計画で定めた施設の規模等は目安として、委託先事業者の有するノウハウを最大限活用し、合理的な提案などを行うこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 136,679 千円（消費税等を含む）

※うち令和7年度は 41,004 千円を上限とする。

うち令和8年度は 95,675 千円を上限とする。

(4) 契約期間

契約締結後、令和9年3月19日（金）まで

(5) 費用分担

委託先事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、業務委託契約を締結する。なお、契約の締結に際し、「(7)

失格事項」に該当する場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 整備手法等

高度専門教育訓練センターの移転建替えに係る整備手法は設計施工分離発注方式で実施し、基本設計後は実施設計、工事監理についても、一連の業務として業務委託契約を予定しているが、各契約は予算の成立が前提となり、本市の施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合がある。

(3) 契約書案

別紙 3 参照

(4) 委託料の支払い

契約書案(別紙 3)により、支払うこととする。

(5) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(6) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止

措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(7) 失格事項

参加申込から契約の締結までの期間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、提案審査の対象及び契約締結予定者としての地位を失うことがある。

- ア 提案資格に定める参加資格を満たさなくなった場合。
- イ 本プロポーザル及び提案審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- エ 提出書類について本市が定める提出期限までに提出されなかった場合。
- オ 提案内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合。
- カ 提案内容について実現可能性が無い又は著しく妥当性を欠くと認められる場合。
- キ 参加申請後及び提案審査結果の通知後、採用される旨の選定結果通知書を受け取った者が、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けたもの。
- ケ その他不正及び不誠実な行為があった場合。

4. 提案資格

提案資格を有する者は、単体の企業とし、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 大阪市入札参加有資格者名簿の登録
参加申請書の提出時に大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者で、「登録種目」は「300：建築設計・監理」で登録されていること。
- (3) 設計業務実績（同種類似業務実績）

下記のいずれかの施設の条件を満たす、新築の基本設計業務又は実施設計業務の履行が完了しており、その確認書類が提出できること。

ア 同種業務

平成 17 年度以降、公募開始日までに実施した、官公庁発注による延床面積 7,000 m²以上の消防職員の研修訓練施設を含む消防機能を有する施設又は延床面積 7,000 m²以上の消

防学校等（消防組織法第 51 条に規定する消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練を行うための訓練機関）の建築物

イ 類似業務

平成 22 年度以降、公募開始日までに実施した、官公庁発注による消防関連（訓練施設を備えた消防本部や消防署など）の用途であり、その用途に供する部分の延床面積が 3,000 m²以上の建築物

(4) 業務執行体制

次に掲げる技術者をそれぞれ配置すること（兼任は不可とする。）。

技術者	役割	資格
管理技術者（総括）	本プロジェクトの打合せに出席し、本市との総合的な窓口となる技術者	一級建築士
意匠担当主任技術者	本プロジェクトの計画及び意匠に関する打合せに出席し、計画や意匠の実務に関して、本市の窓口となる技術者	一級建築士
積算担当主任技術者	本プロジェクトの積算に関する打合せに出席し、積算の実務に関して、本市の窓口となる技術者	一級建築士又は 建築積算士又は 建築コスト管理士
構造担当主任技術者	本プロジェクトの構造に関する打合せに出席し、構造の実務に関して、本市の窓口となる技術者	構造設計一級建築士
機械設備主任技術者	本プロジェクトの設備計画に関する打合せに出席し、本市の窓口となる技術者	設備設計一級建築士 又は建築設備士
電気設備主任技術者		設備設計一級建築士 又は建築設備士

※各技術者については、提案者と直接雇用関係を有していること。

※今後想定される一連の設計業務について、応募に際し、記載された技術者については変更を認めないものとする。ただし、変更理由及び変更予定者について、大阪市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(5) その他

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

イ 提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

5. 選定に関する事項

委託先事業者の選定については、高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）の審査により最優秀提案者と選定された後、契約に向けた協議を行うものとする（交渉が不調の場合等は、優秀提案者（次点者）から順に協議する。）。なお、選定会議委員は、建築設計、建築設備、消防防災の有識者 3 名で構成する。

(1) 1 次審査

提出された参加申請書等の書類を下記の項目毎に事務局（消防局総務部施設課）で高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づいて審査し、2 次審査に進む 5 者程度を選定する。

ア 事務所の業務実績

事務所の同種類似業務（「4. 提案資格(3)」に定める同種類似業務）の実績

イ 管理技術者、各主任技術者の業務実績（以下の①又は②の業務の実績とする。）

① 同種類似業務：「4. 提案資格(3)」に定める同種類似業務

② その他業務：平成 22 年度以降、公募開始日までに官公庁が発注した延床面積 2,000 m²以上の消防庁舎、警察庁舎、本庁、防災関係機関の庁舎の新築の基本設計業務又は実施設計業務（履行が完了しており、その確認書類が提出できること。）

(2) 2 次審査

2 次審査に進んだ提案者の技術提案書及びヒアリング（30 分程度）の内容並びに業務委託見積書を選定会議で審査要領に基づいて審査し、1 次審査と合わせた合計評価点の上位から、最優秀提案者、優秀提案者をそれぞれ 1 者決定する。なお、合計評価点による順位が決定できない場合は技術提案点数が高い者とし、それでも順位が決まらない場合はくじ引きとする。また、合計評価点が満点の 60%以上の点数を得られなかった場合は、委託候補者として特定しないこととする（ヒアリング及び選定会議は非公開とする。）。

(3) 審査基準

「高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル審査要領」による。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6. 参加申請書等の提出

(1) 参加申請書等

ア 受付期間

公募開始日から令和7年7月29日（火）午後5時まで

イ 提出書類

- ① 参加申請書（様式1－1）
- ② 会社概要（様式1－2）
- ③ 資格要件書（様式2）
- ④ 業務実施体制（様式3－1）
- ⑤ 管理技術者（総括）の業務経歴等（様式3－2）
- ⑥ 主任担当者の業務経歴等（様式3－3）

ウ 提出方法

電子メールにより事務局に提出

※提出書類は、PDF形式又スキャンデータのファイルに限る。

※提出後、必ず事務局に電話連絡すること。

【事務局】大阪市消防局総務部施設課

電子メール：pa0031@city.osaka.lg.jp

電話番号：06-4393-6153

エ 決定通知

全ての提案者に対し、令和7年8月8日（金）に電子メールにより通知する。なお、参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。（選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。）

(2) 質問の提出

ア 受付期間

公募開始日から令和7年7月17日（木）午後5時まで

イ 提出方法

別紙「質問書（様式4）」に記載し、事務局に電子メールで提出すること。

※技術提案に関する質問も含む。

※提出後、必ず事務局に電話連絡すること。

ウ 回 答

令和7年7月24日（木）午後3時に大阪市消防局のホームページにて回答する。ただし、本業務の受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合がある。

(3) 技術提案書等の提出

ア 受付期間 令和7年8月22日（金）午後5時まで

イ 提出書類 技術提案書等（様式6及び様式7）

ウ 提出方法 電子メールにより2次審査書類提出先窓口に提出

【2次審査書類提出先窓口】大阪市消防局総務部総務課（調達）

電子メール：shobo-keiyaku@city.osaka.lg.jp

電話番号：06-4393-6050

※提出書類は、PDF形式のファイルに限る。

※提出後、必ず2次審査提出先窓口に電話連絡すること。

※電話連絡可能日時：土日祝日を除く平日9時00分～17時30分

(4) 参加の辞退

1次審査を通過した者で、技術提案書等の提出を辞退する場合は、「参加辞退届（様式5）」を事務局に令和7年8月22日（金）午後5時までに電子メールで提出すること

なお、提出後、必ず事務局に電話連絡すること。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後、速やかに全ての提案者に電子メールにより通知し、また大阪市消防局ホームページに掲載する（選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。）。

7. プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日程
第1回選定会議	令和7年7月2日（水）
参加申請書等の受付開始	令和7年7月9日（水）
質問の提出期限	令和7年7月17日（木）午後5時まで
質問の回答	令和7年7月24日（木）午後3時
参加申請書等の提出期限	令和7年7月29日（火）午後5時まで
1次審査選定結果の通知	令和7年8月8日（金）
技術提案書等の提出期限	令和7年8月22日（金）午後5時まで
第2回選定会議（2次審査）	令和7年9月1日（月）
2次審査選定結果の通知	令和7年9月5日（金）
契約の締結	令和7年10月初旬以降

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 提案に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）は公表するとともに、2次審査結果（事業者名は伏せる。）、についても原則として公表する。

ウ 送付された技術提案書等は、委託先事業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

エ すべての提出書類は返却しない。また期限後の提出、差し替え等は認めない。

(2) 事務局（提出先【参加申請書等】、問合せ先）：大阪市消防局総務部施設課

電話：06-4393-6153 / 電子メール：pa0031@city.osaka.lg.jp

(3) 2次審査書類提出先窓口：大阪市消防局総務部総務課（調達）

電話：06-4393-6050 / 電子メール：shobo-keiyaku@city.osaka.lg.jp